

科学研究費助成事業「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）」審査要項

平成27年9月25日
独立行政法人日本学術振興会
国際科学研究費委員会決定
一部改正 平成28年8月4日
一部改正 平成29年7月24日

第1章 総則

（目的）

第1条 この要項は、国際科学研究費委員会（以下「委員会」という。）（別添1）において行う科学研究費助成事業「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）」に係る審査（事前評価）（以下「審査」という。）に関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 研究課題 科学研究費助成事業「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）」の対象となる個々の研究をいう。
- 二 基課題 研究課題の研究代表者が、応募年度の4月1日現在で採択されている「基盤研究（海外学術調査を除く）」又は「若手研究」の研究課題をいう。
- 三 審査委員 委員会規程第8条に定める小委員会に属する専門委員をいう。

（審査の時期）

第3条 審査は、応募書類の受理後、速やかに行う。

（審査の方法）

第4条 審査は、次の各号に掲げる方法を組み合わせて行う。

- 一 書面による審査
- 二 合議による審査

（守秘の徹底）

第5条 審査の過程は、非公開とする。

2 審査委員は、審査の過程で知ることができた次の各号に掲げる情報を他に漏らしてはならない。

- 一 計画調書及びそれらの内容
- 二 審査委員の発言内容及び審査に関連して審査委員を特定できる情報（氏名、所属機関及び専門分野を含む）
- 三 審査委員が行う評点及びその集計結果
- 四 審査の結果（被評価者に開示されるまでの間）
- 五 各小委員会に属する審査委員の氏名等（公表されるまでの間）
- 六 その他非公開とされている情報

3 審査委員は、審査結果についての問い合わせに応じないものとする。

（研究者倫理の遵守）

第6条 審査委員は、審査の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデア及び未発表の研究成果を自

身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことは、研究者倫理及び社会的倫理に反するため、行ってはならない。

(利害関係者の排除)

第7条 審査に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

- 一 審査委員自身が研究課題の研究代表者である場合は、審査に加わらないこととする。
- 二 審査委員が研究課題の基課題の研究分担者又は連携研究者である場合は、審査に加わらないこととする。
- 三 審査委員が、研究課題の研究代表者又は研究課題の研究代表者が国際共同研究の実施を計画している海外共同研究者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、審査に加わらないこととする。
 - (1) 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - (2) 緊密な共同研究を行う関係
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
 - (3) 同一研究単位での所属関係(同一講座の研究者等)
 - (4) 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
 - (5) 研究課題の採否又は審査が審査委員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

(審査に係る情報開示等)

第8条 審査委員の氏名等は、審査終了後、一般に公開する。

第2章 審査(事前評価)

(審査の方針)

第9条 審査は、平成15年11月14日科学技術・学術審議会決定「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」を踏まえ、次の方針により行うものとする。

- 一 平成24年12月6日に内閣総理大臣決定された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の趣旨及び平成14年6月20日(最終改定 平成26年5月19日)に文部科学大臣決定された「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」に則り、厳正な審査を行う。
- 二 研究課題の選定方針
 - (1) 研究課題は、研究種目の目的、性格に即し、国内外の学術研究の動向に照らし特に重要なものを選定する。
 - (2) 応募年度の4月1日現在で「基盤研究(海外学術調査を除く)」又は「若手研究」に採択されており、応募時点において研究を実施中の研究者(応募年度の4月1日現在で36歳以上45歳以下の者。ただし、博士の学位を取得後5年以上経過した者は36歳未満でも可。)が一人で一定期間海外の大学や研究機関において海外共同研究者と共同で行う研究計画であって、基課題を格段に進展させることが期待される研究課題を選定する。
 - (3) 研究課題の選定に当たっては、別添3の評定基準等に基づき厳正に評価する。
 - (4) 研究課題の他の専門分野への移し換えはしない。
- 三 研究課題の研究期間
 - (1) 研究期間は、交付申請した年度から起算して3年目の年度末までとする。
 - (2) 渡航期間は、6ヶ月から1年を原則とするが、研究期間の範囲内において1年を超えて渡航する計画も可能とする。また、渡航先での研究活動に支障を及ぼさない一時帰国は可能とする。ただし、交付申請を行った年度の翌年度中までに渡航を開始するものとする。

四 各専門分野への配分方法

- (1) 人文学、社会科学、自然科学の各分野にわたって調和を図るとともに、学術研究の実態に適合するようあらかじめ専門分野別の配分枠を設けるものとする。
- (2) 新規応募研究課題に係る各専門分野の配分枠は、文部科学省から示される配分予定額をもとに、別添2「科学研究費助成事業「国際共同研究加速基金(国際共同研究強化)」配分方式」(以下、「配分方式」という。)により算出した額とする。

五 配分予定額の決定

- (1) 採択した研究課題に対しては、その研究の内容に対応する必要な額を配分する。また、配分額は原則として10万円単位とする。
- (2) 採択候補研究課題の配分予定額については、合議審査において決定する。その際、研究が十分遂行し得るよう配慮すること。

六 他の研究課題の受入・応募等の状況の取扱い

- (1) 別添4「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成17年9月9日(平成24年10月17日改正)競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)を踏まえ、研究資金の不合理な重複や過度の集中の排除についても十分配慮する。
- (2) 他の研究課題の受入・応募等の状況は、合議審査において「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とする。
- (3) 採択候補研究課題については、研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄を参照し、研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当しないかどうかを確認する。
- (4) 応募研究課題を研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当することを理由として不採択とする場合には、合議審査において決定する。

七 エフォート(研究代表者の全仕事時間に対する当該研究課題の実施に要する時間の割合)は、合議審査において「研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とする。ただし、エフォートは、研究課題の遂行が可能であると判断した研究代表者が、研究計画調書作成時において、予想で記載しているものであり、その割合については、採択後に変更することができる点に留意する。

八 相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究課題又はアンケート調査等を行う研究課題については、人権及び利益の保護の取扱いについて十分配慮する必要がある。

九 ヒト遺伝子解析研究等(ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究、遺伝子組換え実験、遺伝子治療臨床研究及び疫学研究を含む研究)に係る研究課題については、法令等の遵守への対応に十分配慮する必要がある。

(審査の実施体制)

第10条 委員会において行う審査は、委員会に設置する4小委員会に設ける審査グループにおいて行うものとする。

(審査の方法)

第11条 審査の方法は、次のとおりとする。

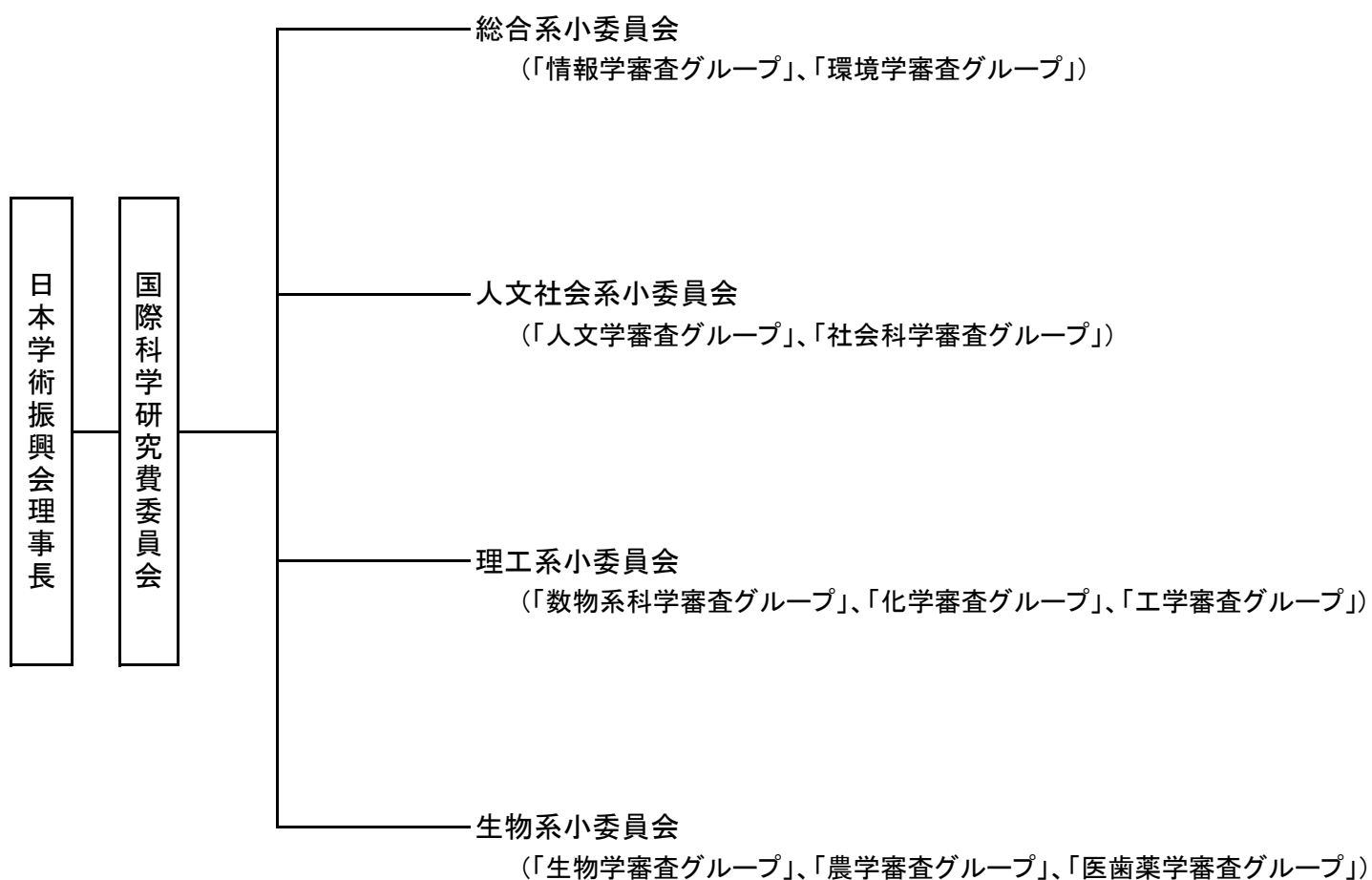
一 研究課題の採択決定までの進め方

- (1) 各審査グループは、個別の書面審査を行い、合議により採択研究課題を決定する。
- (2) 各審査グループに属する審査委員は、別添3の評定基準等に基づき、事前に研究計画調書により審査を行う。

二 各審査グループ等における採択研究課題の決定までの進め方

- (1) 各審査グループは、配分方式により算出した審査希望分野(各審査グループ)ごとの「配分枠」を基に、合議により、採択研究課題を決定する。
- (2) 各審査グループの議決をもって各小委員会の議決とする。

国際科学研究費委員会組織図



科学研費助成事業「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）」
配分方式

○国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）の各専門分野毎の配分枠

$$A \times \frac{a + b}{2}$$

- （注）要素：A＝当該研究種目の全研究期間の配分予定額
a＝当該研究種目の全研究期間の新規応募研究経費（C）に対する当該専門分野に係る全研究期間の新規応募研究経費（D）の構成比〔D／C〕
b＝当該研究種目の新規応募研究課題数（E）に対する当該専門分野に係る新規応募研究課題数（F）の構成比〔F／E〕

国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）の 書面審査における評価基準等

科学研究費助成事業（科研費）は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

本研究種目では、書面審査と合議審査を同一の審査委員が実施します。

書面審査においては、各研究課題について、以下の研究内容、研究計画等に関する個別の評価要素を考慮した上で、最終的に4段階による総合評点を相対的な評価に基づいて付すこととします。

合議審査では、書面審査における総合評点の素点や応募状況等を適切に勘案して、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。

研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見だし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第7条参照）の審査は行わないでください。

「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）（以下「国際共同研究強化」という。）」は、科研費採択者が現在実施している研究計画について、国際共同研究を行うことでその研究計画を格段に発展させ、優れた研究成果をあげることを目的とするものです。その結果、国際的に活躍できる、独立した研究者の養成にも資することを目指しています。そのため、応募年度の4月1日現在で「基盤研究（海外学術調査は除く）」又は「若手研究」に採択されており、応募時点において研究を実施中の研究代表者（応募年度の4月1日現在で36歳以上45歳以下の者。ただし、博士の学位を取得後5年以上経過した者は36歳未満でも可。）が一人で一定期間海外の大学や研究機関において海外共同研究者と共同で行う研究計画を対象とし、留学等単なる海外派遣を推進するものではありません。

したがって、書面審査では、国際共同研究強化としての適切性を考慮し、国際共同研究の意義や必要性等について、専門分野のみならず幅広い観点から、以下に述べる5つの要素を中心に評価を行ってください。

i 評価基準

〔評価要素〕

- (1) 国際共同研究を実施することで、既に科研費に採択されている研究がどのように発展するか明確になっており、その発展性が期待できるか
- (2) 海外共同研究者との連携関係や外国機関における研究環境が整っているなど必要な準備を行っており、優れた国際共同研究を遂行できるか
- (3) 国内外の研究動向等にかんがみ、国際的な環境で海外共同研究者との研究を行う意義や必要性があるか
- (4) 研究代表者が、今回計画している国際共同研究に関連してこれまでに質の高い業績をあげている者であり、海外共同研究者との円滑な連携により優れた研究成果を期待できるか
- (5) 本事業により見込まれる国際的な研究上の連携によって、当該研究者が独立した研究者として国際的に活躍することや、当該研究分野又は関連研究分野への貢献や新たな研究分野の開拓が期待できるか

〔総合評点〕

【書面審査】

各研究課題の採択について、上記(1)～(5)の評価要素に着目しつつ、国際共同研究強化としての適切性も考慮し、総合的な判断のうえ、下表右欄の評点分布を目安として4段階評価を行い、総合評点を付してください。

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「審査意見」欄に理由を記入してください。

評点区分	評点分布の目安
4	10%
3	20%
2	40%
1	30%
利害関係にあるので判定できない	—

注：評価にあたっては、以下を目安として評点を付してください。

「4：非常に優れている」、「3：優れている」、「2：普通」、「1：劣っている」

【審査意見の記入】

国際共同研究強化では、書面審査と合議審査を同一の審査委員が行いますが、合議審

査での議論を深めるためにも、書面審査における審査意見は非常に重要です。

このため、書面審査の「審査意見」欄には、すべての研究課題について、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

(参考) 平成28年度新規採択研究課題の採択率 33.7%

ii その他の評価項目

研究経費の妥当性（「研究経費の妥当性・必要性」欄など）

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、明らかな判断がある場合は、下記の評定区分により、評定をしてください。（「空白」以外の評定区分は、研究計画との整合性の観点から、各評定基準の記載内容に明らかに該当すると判断する場合。）また、本研究種目では応募額を最大限尊重した研究経費の配分を行う予定であり、充足率を100%に近い水準とする予定です。

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「コメント」欄に記入してください。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。

評定区分	評 定 基 準 (評定に当たっては、欄外「配分状況」を参考にしてください)
(空白)	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
△	研究計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	研究経費の内容に問題がある

(参考) 平成28年度配分状況（新規採択研究課題の平均充足率） 92.4%

iii 留意事項

(1) 「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、書面審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「コメント」欄に記入してください。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「コメント」欄への記入は不要です。

(2) 「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄の取扱いについて

他の研究課題の受入・応募等の状況については、合議審査において「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、書面審査においては考慮しないでください。

(3) 「エフォート」欄の取扱いについて

エフォート（研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する当該研究課題の実施に要する時間の割合）については、合議審査において「研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、書面審査においては考慮しないでください。

競争的資金の適正な執行に関する指針

平成 17 年 9 月 9 日
 (平成 18 年 11 月 14 日改正)
 (平成 19 年 12 月 14 日改正)
 (平成 21 年 3 月 27 日改正)
 (平成 24 年 10 月 17 日改正)
 (平成 29 年 6 月 22 日改正)
 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ

1. 趣旨

第 3 期科学技術基本計画（平成 18 年 3 月閣議決定）において、政府研究開発投資の投資効果を最大限発揮させることが必要とされ、研究開発の効果的・効率的推進のため、研究費配分において、不合理な重複・過度の集中の排除の徹底、不正受給・不正使用への厳格な対処といった無駄の徹底排除が求められている。また、実験データの捏造等の研究者の倫理問題についても、科学技術の社会的信頼を獲得するために、国等は、ルールを作成し、科学技術を担う者がこうしたルールに則って活動していくよう促していくこととしている。

これに関連して、総合科学技術会議では、公的研究費の不正使用等は、国民の信頼を裏切るものとして、平成 18 年 8 月に「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」を決定し、各府省・関係機関に対して、機関経理の徹底及び研究機関の体制の整備など、この共通的な指針に則った取組を推進するよう求めている。

また、研究上の不正に関しても、総合科学技術会議では、科学技術の発展に重大な悪影響を及ぼすものとして、平成 18 年 2 月に「研究上の不正に関する適切な対応について」を決定し、国による研究費の提供を行う府省及び機関は、不正が明らかになった場合の研究費の取扱について、あらかじめ明確にすることとしている。

本指針は、これらの課題に対応するため、まず、競争的資金について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを申し合わせるものである。各府省は、この指針に基づき、所管する各制度の趣旨に則り、適切に対処するものとする。

2. 不合理な重複・過度の集中の排除

(1) 不合理な重複・過度の集中の考え方

この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
その他これらに準ずる場合

この指針において「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合
不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
その他これらに準ずる場合

(2) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の方法

関係府省は、競争的資金の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、以下の措置を講じるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

府省共通研究開発管理システム(以下「共通システム」という。)を活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的資金の担当課(独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。)間で共有すること及び不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択しないことがある旨、公募要領上明記する。

応募時に、他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況(制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等)の共通事項

を応募書類に記載させる。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがある旨、公募要領上明記する。

共通システムを活用し、課題採択前に、必要な範囲で、採択予定課題に関する情報（制度名、研究者名、所属機関、研究課題、研究概要、予算額等）を競争的資金の担当課間で共有化し、不合理な重複又は過度の集中の有無を確認する。なお、情報の共有化に当たっては、情報を有する者を限定する等、情報共有の範囲を最小限とする。

応募書類及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行う。

なお、本指針の運用に当たっては、競争的な研究環境を醸成すれば、優秀な研究者がより多くの研究費や研究課題を獲得することも考えられ、競争的資金の重複や集中の全てが不適切というわけではないことに十分留意する必要がある。

3.不正使用及び不正受給への対応（別表1）

関係府省は、競争的資金の不正使用又は不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務（以下、「善管注意義務」という）に違反した研究者に対し、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

- (1) 不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的資金の他の用途への使用又は競争的資金の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう）を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該不正使用の概要（不正使用をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、不正の程度により、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降1から10年間とする。

- (2) 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該不正受給の概要(不正受給をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降5年間とする。

- (3) 善管注意義務に違反した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該義務違反の概要(義務違反をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、違反の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この善管注意義務に違反した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降1又は2年間とする。

4. 研究上の不正行為への対応(別表2)

関係府省は、競争的資金による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為(捏造、改ざん、盗用)があったと認定された場合、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

- (1) 当該競争的資金について、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、全部又は一部の返還を求めることができることとし、その旨を競争的資金の公募要領上明記する。
- (2) 不正行為に関与した者については、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該研究不正の概要(研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等)を提供することにより、

他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募についても制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

これらの応募の制限の期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2から10年間とする。

- (3) 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者については、上記(2)と同様とし、その旨を公募要領上明記する。

この応募の制限の期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1から3年間とする。

5. 不正事案の公表について

関係府省は、上記の「不正使用及び不正受給への対応」及び「研究上の不正行為への対応」により応募資格を制限する場合、当該不正事案の概要（制度名、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を原則、速やかに公表するものとする。なお、独立行政法人等有する競争的資金については、同様の対応をするよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

6. その他

- (1) 上記の「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成20年1月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成19年中に公募を行ったものについても、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

- (2) 上記の「不正使用及び不正受給への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成17年9月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成17年度の公募分については、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

- (3) 上記の「研究上の不正行為への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成18年11月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成 18 年度公募分については、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

- (4) 平成 24 年 10 月 17 日の改正に係る取組み（別表 1 及び別表 2）は、内規の改正等の所要の手続きを経た上で、応募制限期間等を決定するものから順次実施することとする。

なお、各府省において改正した内規の施行日以降に、改正前の内規を適用している交付要綱や委託契約により開始した事業の不正使用、不正行為について応募制限期間を決定する場合で、改正後の内規により応募制限期間が短くなる場合には、短いものを適用する。

また、改正後の内規に基づいて判断された応募制限期間が改正前の内規に基づいて判断された応募制限期間より長くする取組み（別表 1 の 1．個人の利益を得るための私的流用の場合の 10 年、及び、2．私的流用以外で社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合の 5 年等）については、平成 25 年度当初予算以降の事業（継続事業も含む）で不正使用があった場合に、実施することとする。

- (5) 上記の「不正事案の公表について」の取組は、内規の改正等の所要の手続きを経た上で、順次実施することとする。

なお、各府省等においては、それぞれの規程等に基づき、本指針より厳しく対応することを妨げるものではない。

- (6) 関係府省は、応募の制限等を決定した後、自府省の共通システムの配分機関管理者に当該不正の概要を報告する。当該配分機関管理者は、共通システムに競争的資金の不正使用・不正受給・善管注意義務違反及び研究上の不正行為に関連して、応募資格を制限した研究者の研究者番号、応募制限期間、当該不正又は義務違反の概要及び処分の判断理由を登録することにより、関係府省間で当該情報を共有化する。

- (7) 不正使用が起きた当該府省は、不正使用の程度に応じ、適正に応募制限期間が決定されるよう、当該不正案件の概要及び応募制限期間及び判断理由について、共通システムとは別に、関係府省間で当該情報を共有化する。

なお、不正使用の案件が複数の府省にまたがる場合は、その金額の最も多い府省が、主担当府省となり、複数の府省が決定した応募制限期間等の情報を取りまとめて、当該情報を共有化する。

(8) 関係府省は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき研究者等の個人情報の適正な取扱い及び管理を行うものとする。

なお、競争的資金を所管する独立行政法人等に対し、主務省から独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等に基づき同様の措置を行う旨、要請するものとする。

(9) 本指針は、その運用状況等を踏まえて必要に応じ見直すとともに、本連絡会としては、総合科学技術・イノベーション会議における議論等を踏まえ、今後とも必要な対応を行っていく。

(別表1)

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者(3.)	不正使用の程度		応募制限期間
不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者(3.(1))	1. 個人の利益を得るための私的流用		10年
	2. 1.以外	社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		及び 以外のもの	2～4年
		社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者(3.(2))			5年
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者(3.(3))			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

以下の場合、応募制限を科さず、嚴重注意を通知する。

- ・ 3.(1)において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3.(3)において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

(別表2)

不正行為に係る応募制限の対象者 (4.)		不正行為の程度	応募制限期間	
不正行為に関与した者(4.(2))	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く不正行為に関与した者		2～3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)(4.(3))		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	